

# 日本の経済発展と学校教育（その1）

## Japanese Economy Development and School Education (Part1)

神田 嘉延  
KANDA Yoshinobu

**キーワード：寺小屋、日本資本主義発展、学校教育の発展、労働者・農民の教育、地域教育**

### はじめに

本論は、日本資本主義の発展と学校教育について、序論的意味で書いたものである。戦前における日本の経済発展と教育の役割について方法論的問題設定のための素描である。

江戸時代の寺子屋から明治5年の学制・教育勅語・複線学校教育体系は、日本の近代学校の特殊性を考えていくうえで、基本的な事項である。日本の資本主義の発展という側面からみるならば、実業教育・実業補習学校や企業内教育が大きな役割を果たしてきた。日本の高い労働力の質は、大衆的な教育の普及によって実現したものである。それらは、エリート養成体系の学校教育制度のなかに必ずしも位置づいていなかったが、組織的な学校教育の形態をもって地域や労働の現場と結びついて発展していった。本論では、とくに、エリート教育ではなく、労働者教育、農民教育などの大衆的な教育に焦点を絞って、日本の経済発展と教育の役割について論述する。これは、生産現場における労働力の質の問題から日本の経済発展の問題を探る問題意識にたっているためである。

戦前の場合、小学校では、国民教育として、国民共通の基礎的普通教育を課していたが、尋常小学校卒業後は、5年制中学校と高等小学校・職業学校とに複線体系の中で教育が行われてきた。エリート教育体系は、普通教育が重視され、国民一般大衆は実際生活と結びついた教育が実施された。普通教育と職業教育は分離された学校体系での対立構造をもっていたのである。

さらに、実業補習学校のように、農業青年や労働青年などの教育機関として役割を果たしたのである。広義の意味での学校体系との関係で、実業

補習学校・公民学校や企業内での学校をも含めて、本論では、地域振興、地域経済発展との関係での国民大衆教育として問題にしていく。従って、公教育という概念を国家や地方自治体の行う教育ということばかりでなく、私立学校という法人はいうまでもなく、社会的な公共性を担っている分野の教育をも含めて扱うのである。

日本の経済発展が安価な労働力や長時間労働という従順な労働者や農民の養成という視点からではなく、労働者や農民の質の高い労働、創造的な技術開発、勤勉性などから問題を教育との関係で整理しようとするものである。

経済の発展ということは、日本で使われている経世済民という意味からで、経済効率主義、利潤優先主義、生産性第一主義からの経済成長をいっているのではなく、困った人々を救済し、混乱せず、平和で人々の幸福を実現するため世を治めるという政治経済である。この政治経済の変化に対応しての教育の変化と、教育が新たな経済の発展を促進していく役割を方法論的に本論では明らかにする。

### 第1章 江戸時代の寺子屋教育から明治の近代学校の確立過程

#### (1) 江戸時代末期の武士教育と庶民教育の2重構造

江戸時代幕府は、昌平坂学問所をはじめ、開成所・医学所等の洋学の教育機関、和学講談所のように伝統文化の保存調査のための教育機関などがあった。各地の天領には郷校を設置した。一方、各藩においても藩校と郷校をつくっている。武士の教育機関としての藩校は、漢学を基軸に、忠

義、為政者のための武家的儒教の規範教育が行われていた。

庶民教育としての寺子屋教育は藩校や郷校とは大きく教育内容が異なっていた。寺子屋は、庶民の実際生活との関係での百姓往来ものが教材として使われ、教える方法は多様で個別的に教授がされていた。

寺子屋の全国的実態の資料は、文部省が明治16年に全国的に調査して編纂した「日本教育史資料」があるが、それによれば、全国の寺子屋の総数は13816校、通学寺子総数740892人、男児592754人、女児148138人である。男女の割合は4対1になっている。寺子屋1校当たりの寺子数60人である。実際には、多くの調査もれが、広範にあり、寺子数、寺子屋総数はもっと多いと見られる。このことは、寺子屋や筆子塚などの実証的研究によって明らかになっている。明治16年の日本教育史資料編纂では、鹿兒島でも坊津周辺の川辺郡や奄美の一部でしか、寺子の存在が記録されていない。

江戸の地域では、男児の100に対して女児は89.5%ということで、男女の比率は大きく異なっていなかった。江戸では商業活動が活発になり、その経済的基礎の確立によって、町人たちが教養を求めたのである。

各藩では藩校と郷校があった。藩校は江戸後期に積極的に各藩でつくられ、幕末には200校を数えている。郷校は武士だけではなく、庶民の上層も学べるようにしている。岡山藩のように、庶民教育をめざして郷校を藩の施策として閑谷学校をつくった。幕末には、郷校が幕府や藩によってつくられたものでも民間の人が協力してつくっている場合もある。また、村の上層の有志によってつくられた郷校もあり、私塾形態をとっていたところが郷校になっていく。藩が村の上層の学問を保障するために、郷校を認可していくのである。幕末には、郷校は400にもなった。<sup>(1)</sup>

幕末において重要な教育機関として私塾があった。私塾は、指導者の思想的個性や人格が反映したものであり、庶民の教育機関であった寺子屋よりも高い教養をめざしてつくられている。この私塾は、新しい学問や社会の改造をめざしてつくら

れたものである。ここには、武士も庶民も入塾しており階層を越えて学んでいたのである。幕末から明治維新にかけて、私塾・家塾は1482校に及んでいる。

豊後の日田の広瀬淡窓の開いた咸宜園は、みなよろしという意味で身分に関係なく、学ぶ意思をもったものであれば誰でも入門できる私塾であった。塾舎は、東と西にあり、講堂や宿舎をもっており、全国から学びにこれるようになっていた。淡窓の教えで、多いときは100名以上の塾生が学んだとされる。淡窓は1856年に没するが、その後も長男や弟子たちによって塾は経営され、1897年まで存続した。廃止されるまで4800人が学んでいる。

淡窓の咸宜園は、三奪法という原則で塾を運営していた。第1に入門の前後で長幼を決め、第2に塾で学んだ課程で優劣を決定し、第3に、その君の授けるところの階級を奪い、これを卑属中に混ぜ、人物の評で高下を尊碑とした。このように、塾のなかで学習の成果に応じて序列をつくり、武士も庶民も同学であった。西塾は1889年に郡役所になるほどであった。

1801年から1856年まで武士165人、僧侶67人、平民1692人の入門を数えている。咸宜園では素読、輪読、輪講、会講、独見、質問、詩文推敲からなり、9級までになっていた。素読は、輪読を担当する5、6級の上級生であり、輪読は、グループで教科書を読んでいく。会読は、7級以上のものが会頭になって、淡窓が3日間講じたものを対象に、10人か12人を2列に座らせ20字を問答の形式で説明していく。

月胆評という成績表をつくり、学習・試業で得た点数は、記録され、課程表になった。月末に点数を合算して、基準を上まわったら昇級することになる。このユニークな教育を展開していた咸宜園は商業都市の日田の町人たちの経済的援助でなりたっていたのである。淡窓の生家は、諸藩の御用達をしていた豪商であった。日田のように、地域の商家が積極的に私塾を支援して、商業活動のための教養を身につけて、あたらしい時代の商人や社会のリーダーを数多く排出していったのである。<sup>(2)</sup>

以上のように、幕末の段階では、武士はもちろんのこと、町人や村の農民の上層などが私塾や郷校で学んでいたのである。そして、広範な町人、農民、職人の子弟が寺子屋で学んでいたのである。1873年の人口構成で5.7%が武士である。男子では50%前後、女子では15%を超える人が読み書きをできたことと推定される。これらの教育機関で多くの子弟が学んでいたのであり、明治以降の近代学校制度の社会的基盤を江戸末期ではつくっていたのである。

## (2) 学制の教育理念と近代化

1872（明治5）年の学制発布のときは、1871年の廃藩置県という統一した国家の誕生の翌年であった。統一国家は、近代的学校制度は緊急の課題であった。教育の普及によって、統一国家としての体制を整えようとするものであった。

この統一した国家は、1858年に結ばれた欧米列強の不平等条約の解消という課題があった。それは、日本経済の植民化に対する自立した国家づくりを目標とするものであった。日本は、1859年より欧米列強に対して開港施策をとったが、それは、不平等条約ということで日本の経済的植民化を歩み始めたのである。

外国人の居留地の横浜等は治外法権で日本の幕府の裁判がおよぶところでなかった。外国人の居留地は、領事裁判権、自由貿易地ということで、「欧米人にとって自由なる地」であった。さらに、日本は関税の自主権を失った。日本の金貨流出、激しいインフレ、国際市場との競争の弱い分野の国内の地場産業の衰退が起こった。

不平等条約の締結後は、安政の大獄として反対派に過酷な弾圧が伴っていくのである。しかし、薩摩や長州藩などは、欧米列強との対抗策として倒幕運動を展開するのである。農民の一揆も各地で起きる。そして、全国的に世直し運動が展開される。

この条約を結んだ幕府は、10年後に倒され、新たな明治の統一した国家が生まれたのである。開国政策を統一国家は継承していくが、不平等条約の解消は日本の独立国家としての保持のために最大の課題であった（不平等条約の解消は、領事裁

判権の撤廃1899年、関税自主権など不平等条約問題の完全撤廃は1911年と長期にわたるのである）。

日本が鎖国政策を解いた時期の欧米列強諸国は、産業革命を起こして大規模な世界市場の獲得競争に乗り出していくのである。1848年にアヘン戦争などを起こすなど東アジアへ経済活動をとおして帝国主義的支配を展開していく。この時期は、日本の経済的独立の課題と封建的な幕藩体制の解体は結びついていたのである。

幕府の長期の鎖国政策が解かれ、貿易の自由の活動が始まっていくが、経済的植民地化の懸念に日本の国民は立ち向かっていかねばならなかったのである。イギリスからの輸入の増大は、農村の商品経済として発展してきた綿栽培や綿織物が壊滅的な状況になった。しかし、生糸を中心に輸出が積極的に行われ、日本の製糸業が急速に発展していくことも同時にあった。生糸の輸出の増大は、国内の織物業者の原料確保の困難性を伴い、日本の伝統的な機業地域は危機に見舞われた。

日本では、江戸時代に発展していった高度な手工業が各地に特産品として存在した。それらには、職人の芸術的感性による技が展開された。たたら製鉄などの在来的鉄生産も発展していた。その職人的な高度な技術が厳しい不平等条約のもとでの自由貿易体制のなかでも新たな輸出産業を創造的につくりだしていったのである。生糸生産をめぐる様々な生産技術を支えたものがその典型であった。

製糸業の発展によって、養蚕業など農村での商品的農産物が飛躍し、工場制の手工業が展開がされていく。江戸時代の封建的な流通制度であった特権的専売制や株仲間制度は、製糸業などの貿易の発展によって、在郷商人が台頭していくのである。日本の農村は、江戸の末期に寺子屋の普及が広範にされており、商品的な養蚕業の発展、工場制手工業の展開、輸出品の増大の人材養成が整備されていくのである。

日本の近代化の課題は、独立した経済発展ということで、富国・殖産興業施策などの経済施策は、国民皆学制施策と結びついて展開された。この基盤が幕末の社会経済的状况で作られていたの

である。

日本の近代教育の出発になった学制の教育理念から、日本の近代学校成立の特殊性を問題整理してみよう。学制が公布されたときの「学制序文・学事奨励に関する被仰出書」では、人として自立していくための財本、実学の大切さを力説している。それは、国民一人一人が経済力をもっていくための国民的な教育力の重視であった。学制の序文の内容を現代的に要約すると次のようである。

自ら身を立て其の産を治め、其の業をさかんにして以て其の一生を遂げるには、身を修め智を開き才芸をますための学問をする学校が必要である。学校は日々の身の行い、言葉使い、書、算をはじめ、役人、農商百工技芸及び法律政治天文医療等を営む事のために、その人の能力のあることに応じて勉励して、これに従事し、生を治め、産を興し、業をさかんにすることができる。学問は身を立てるための財本ということである。

学ぶことをしなければ人の道に迷い飢餓に陥り家を破り、身を失うことになる。今まで学問の何者たるをわきまえず、学問は、武士以上のことで、農工商及び婦女に至っては度外視する。また、学問をややもすれば国家のために為すと唱え、身を立てる基になることを知らず、言葉のあや、空読みの末、無駄な理屈そら話に陥り、その論高尚に似たりといえども、これは、身をおこし、事を施すことにならない。

今後一般人民は家に不学の人がないように、父兄なるものはこれを体認し、その愛育の情を厚くし、子弟を必ず学に従事するように。従来のしきたりの弊害として、学問は武士以上の事であり、国家のために為すということ、学費と衣食の用に至るまで官に依頼して、これを給さなければ学ぶことをしないと、一生を自棄するもの少なからず。これは皆迷うこと甚だしい。いまから、この弊害を改め、一般の人民は、他事をなげうって自らふるって必ず学に従事するよう心得べき事。<sup>(3)</sup>

このように、明治維新後の近代学校制度としての学制創設の意義を文部省の学制の布告の序文ではのべている。国民個々が、実際に自立して生きていくために、すべての人々が学ぶべきところと

しているのである。学ぶことは、高尚な言葉のあや、そら言、空理空論ではないことを力説し、学問による自立のための実学の意味を強調している。

学ぶことは国家のための直接的な仕事ではなく、国家から給するものではなく、自らふるって必ず学問に従事すべきことであるとしたのである。そして、すべての国民が学問を受けるさせるようにしたのである。また、学費は、民の受益者負担の原則を明らかにしたのである。

学区制は、大中小として、全国の学政は、文部省が統括することになった。全国を8大区、大学区ごとに32の中学区、中学区に210区の小学校として、小学校を全国で5万3760おくことにした。

学区取り締まり吏員は、1中学区に10名から13名ほど置き、区内の人民の就学奨励と学校設立、学校保護の仕事にあたらせたのである。学区取り締まりは、20から30の小学区を担当させられた。

学区取り締まり吏員は、その土地に居住して、名望あるものを選び、地方官に任命し、文部省に届けることになっている。学区取り締まりは、毎年2月に区内人民の子弟6歳以上の就学について表をつくり地方官に集めることにしている。

小学校はすべての国民が学ぶべきものとして、学制21章で規定されていた。「小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス之ヲ区分スレハ左ノ数種ニ別ツヘシ然トモ均ク之ヲ小学校ト称ス即チ尋常小学校女児小学校村落小学校貧人小学校小学私塾幼稚小学校ナリ、其他廢人小学校アルヘシ」と示している。

第23章「小学私塾ハ小学校教科ノ免状アルモノ私宅ニ於テ教ルヲ称スヘシ」として、私宅で教えることの小学校私塾も認めている。

第24章に貧人の就学の方策がだされている。「貧人小学校ハ貧人子弟ノ自活シ難キモノヲ入学セシメン為ニ設ク其費用或ハ富者ノ寄進金ヲ以テス之是専ラ仁恵ノ心ヨリ組立ルモノナリ仍テ仁恵学校ト称スヘシ」。小学校は義務制となり、貧乏人子弟を就学させるために富者の寄付金によって貧困者の子弟の教育を受けさせようとしたのである。これを仁恵の小学校と称した。相互扶助によって、小学校の就学の奨励をしたのである。

第25章に僻地の教育の奨励がのべられている。「村落小学校ハ僻遠ノ村落農民ノミアリテ教化素ヨリ開ケサルノ地ニ於テ其教則ヲ少シク省略シテ教ルモノナリ或八年己ニ成長スルモノモ其生業ノ暇来リテ学ハシム是等ハ多ク夜学校アルナシ」。僻遠の村落小学校では、教則を少なくして教え、年が成長したものに生業の暇なときに夜学を開くなどの工夫が必要であるとした。

第26章に女兒の就学の工夫策である。「女兒小学校ハ尋常小学校教科ノ外ニ女子ノ手芸ヲ教フ」と、手芸を教科のなかに積極的に入れて就学の奨励策をはかっているのである。以上のように、すべての国民が小学校で学ぶことができるように、貧困者のための学校、僻遠の村落小学校、女兒の小学校、小学私塾などの様々な就学奨励の方策によって、小学校の国民皆学制をめざしたのである。

小学校は6歳から9歳までを下等小学校とし、10歳から13歳までを上等小学校とした。下等小学校の教科内容は、綴字、習字、単語、会話、読本、修身、書牘、文法、算術、養正法、地学大意、理学大意、体術、唱歌となり、上等小学校は、下等小学校の教科のうえに、史学大意、幾何学・版画大意、博物学大意、化学大意（生理学大意）としていた。さらに、其の土地の状況によって、学科を拡張できることとして、外国語、簿記法、画・図学、天球学があった。また、女兒小学校は尋常小学校教科の外に女子手芸を教えることができるとしている。

中学校は、小学校を経た生徒に普通学科を教える所の外に、工業学校、商業学校、通弁学校、農業学校、諸民学校を考えた。小学校と同じように、私宅で中学校の教科を教える証書を得ているものは中学私塾とし、免状なきものは家塾と称している。

諸民学校は、男子18歳以上、女子15歳以上のもので生業の間に学問をするものと、12歳から17歳までで、生業を自ら導いていくために、其業を授け、多くは夜分に稽古あるとしている。諸民学校は、勤労青年の実学的な教育機関として積極的に中学校として位置づけられていたのである。

農業学校、通訳学校、商業学校、工業学校を中

等学校のなかで位置づけたことは、中等学校にフルタイムの職業学校を積極的に位置づけたことである。通訳学校を中等学校として規定したことは、海外と積極的に交易をしていくために、外国語との通訳の必要性が社会的に商業活動の発展で生まれてきていたのである。

さらに、学制の発布のときから勤労青少年教育が考えられていたことは、学制の教育の学問を身につける意味での実学の位置づけを考えていくうえで、大切な点である。<sup>(4)</sup>

学制についての実学の考えに対して、個人主義、功利主義教育観によるものとして、「立身出世の基盤を形成するものとしての実学とそれを教育するための学校の必要性」の評価を仲新・伊藤敏行編「日本近代教育史」はしている。<sup>(5)</sup>

1973年の学制の教育理念は、個々の国民の経済的自立を教育の力で達成していこうとする意味で実学的教育を国家的に実施していこうとするもので大きな進歩的見方をもっていたが、決定的な弱点をもっていた。それは、義務教育として、有償で国民に強制したことである。国民にとっては、新たな年貢という税の負担の意識を強くもったのである。そして、小学校の教育内容が国民から大きく遊離していたことである。

学制は、小学校の学区制を人数に合わせて機械的に実施し、村落共同体などの地域と結びついて実施しなかったことである。また、教育内容も寺子屋などで実施していた百姓往来物を利用しての多様な地域の実際の生活との関連で実利的なものを教科書にしなかったことである。欧米の教科書を翻訳しての画一的で実際の生活と結びついたものではなかった。

学制は江戸時代に発達していった寺子屋や私塾の社会的役割を継承して、近代的な学校に編成していくものではなかったのである。明治の中央集権的な国家の形成時は、欧米列強の制度を強く意識して近代化を遂げようとしていた。そこには、在来的な産業や農村の商品生産の発展、在郷商人と結びついて、展開されてきた寺子屋や私塾の普及など、日本の社会の内部にあった未来志向的な要素を学校教育と結びつけて発展にとらえていく視野が弱かったことを直視しなければならない。

国民の生活とかけ離れた教育内容によって、各地に学校が作られた。また、小学校建設や維持管理などの教育条件整備の負担は、学区住民への割り当て金と寄付金で行われた。貧しい農民たちも、授業料もとられ、さらに、就学教育の強制が行われていくことで、学校教育に対する不満が爆発するのである。

学制発布の学校建設に対して、1973年から1976年頃まで各地に学校の打ち壊しの一揆が起きる。岡山県では、1973年5月に89ヶ村のものが3000千名集まって、竹槍や猟銃をもって学校を打ち壊している。1973年6月鳥取県で、竹槍をもって1000人あるいは2000人が集まり、小学校を23ヶ所も破壊している。1976年伊勢の就学拒否・教育費負担拒否の暴動では、小学校30校が焼失、損壊小学校43校を三重県で数えている。この一揆は三重県飯野郡の農民1万人が蜂起したことからはじまるが、三重県、愛知県、岐阜県に広がり、農民一揆で取り調べを受けたものは20万人、罪を受けたものは5万人といわれている。<sup>(6)</sup>

### (3) 日本の近代学校制度の軌道修正と模索

1879年の教育令によって、1872年の学制は廃止された。とくに、人口の割合によって決めた小学校の学区制は根本的に改められた。小学校の学区制は、近世行政村、伝統的な村落共同体に依存しての学区制をとったのである。

小学校の学区は、地域の生活や地域の生産基盤である村落共同体の単位か、または連合によって生まれたのである。ここに、学区制が人口割合主義という中央政府による画一的な効率主義の小学校から地域の生活や生産基盤である村落共同体に依存しての地域主義に大きく変化していく。

さらに、学区制は、町村行政という一般地方行政の系統のなかに位置づけられていく。教育令9条では「各地方ニ於テハ毎町村或ハ数町村聯合シテ公立小学校ヲ設置スヘシ」となった。そして、一般行政の整備とともに学校の条件整備が行われていく。第10条「町村ノ学校事務ヲ幹理セシメンカ為ニ学務委員置クヘシ」第10条「学務委員ハ其町村民ノ選挙タルヘシ」ということで、学校の事務管理を一般行政とは異なって、独自に学務委員

にしたのである。公立の小学校の教育課程の編成を、校区住民の選挙によって選ばれた学務員にゆだね、小学校の就学期間を地域に即して緩和することになった。

学務委員を町村民の選挙によって選ぶ制度にしたことは、学校を住民の参加民主主義によって運営していこうとするもので画期的なものであった。1879年の教育令は自由教育令といわれ、明治の中央集権的な統一国家をめざすための教育とは大きく食い違った。地域によっては、小学校の就学率が減少し、小学校の教育内容の自由性がみられ、寺子屋教育の復活という批判もされた。

小学校教育の統一性が崩れていくなかで、教育秩序の回復という問題意識は共通のものであるが、それを日本的伝統の封建的儒教意識にもとめるか、欧米文化を吸収しての統一国家意識の形成に求めるかという論争が政府部内でも起きるのである。元田起草の「教学聖旨」と伊藤博文などの「教育議」、さらに、元田の教育議の反論の「教育附議」などがだされる。

元田の大衆教育として、忠孝を大切にする儒教教育を小学校で定着させようとする見方と、エリート教育を重視して富国強兵の近代的中央集権的国家の人材を養成していくことに重点をおくかという考えの違いがあった。この2つの考えは、自由教育令による教育秩序の混乱ということでは一致していた。

「教育聖旨」は、「強教学ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ知識才芸ヲ究メ以テ人道ヲ盡スハ我祖訓国典ノ大旨」「文明開化ノ末ニ馳セ品行ヲ破ニ風俗ヲ傷フ者少ナカラス」「農商ノ子弟ニシテ其説ク所多クハ高尚ノ空論ノミ」「其博聞ニ誇リ長上ヲ侮リ県官の妨害トナルモ少ナカラサルヘシ是皆教学ノ其道得サルノ弊害ナリ故ニ農商ニハ農商の学科ヲ設ケ高尚ニ馳セス実地ニ基ツキ他日学成ル時ハ其本業ニ帰リテ益々其業ヲ盛大ニスルノ教則アルコトヲ欲ス」と、仁義忠孝の道德教育と農業や商業などの実地に基づく教学を求めたのである。

伊藤博文の「教学の議」は、「工芸技術百科ノ学ヲ広メ、子弟タルヲシ者テ高等ノ学ニ就カント欲スル者ハ、自ラ実用を期シ、精微密葬歳月ヲ積久シ、志嚮ヲ専一ニシ、而シテ浮薄激昂ノ習ヲ暗

消セシムヘシ蓋シ科学ハ、実ニ政談ト消長ヲ相為ス者ナリ」と、政談の徒多いことは国民の幸福にならない。漢学の生徒は、口をひらけば政論を説き、天下のことを論ずということでは歴史文学言語は国体を組織する元素であると次のようにのべる。

「歴史文学慣習言語ハ、国体ヲ組織スルノ元素ナリ、宜シク之ヲ愛護スヘクテ、之ヲ混乱シ及ヒ之ヲ残破スルコトアルヘカラス、高等生徒ヲ訓導スルハ、宜シク之ヲ科学進ムヘクシテ、之ヲ政談ニ誘ウヘカラス」と学問の国体との関係を強調する。

この論争を経て、小学校では、元田の儒教道徳重視を基本としながら小学校の教育内容が組み入れられていく。自由教育令の条項は、1年3ヶ月しかもたず、翌年の改正教育令では文部省や府県・郡の権限を強化して、儒教道徳を重視した教育内容になり、それを国家統制をしていくのである。

改正教育令の学校の設置規定に「各町村ハ府県知事県令ニ従ヒ独立或ハ聯合シテ其学齡児童ヲ教育スルニ足ルヘキ一箇若クハ数箇ノ小学校ヲ設置スヘシ」と知事の指示によって町村の小学校を設置することになった。合併以前町村制確立前で、近世行政村での村で、町村の自主性によって学校を設立するということは、校区の住民自治の性格を強くもっていたのであるが、それも知事の指示ということで、統一国家としての集権性の地固めのなかに、学校設置も吸収されていく。

また、学校教育行政における地域住民の参加民主主義の大切な形態であった学務員の町村民による選挙は廃止される。「各町村ハ学務ヲ幹理セシメンカ為ニ小学校ヲ設置スル独立或ハ聯合ノ区域ニ学務委員ヲ置キ戸長ヲ以テ其員ニ加フヘシ但人員ノ多寡給料ノ有無及其額ハ区町村会之ヲ評決シ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ」と戸長などの行政の末端的権限者務委員に任命することや区町村会の評決、府県知事の認可などへと変更されていくのである。教育令の改正によって、小学校の校区住民の学校管理の参加民主主義の制度は消えていったのである。

しかし、1年3ヶ月といえども、学務員など校

区住民による選挙制を導入したことは、文部省内に学校運営における民主主義的な制度の導入の考えがあったことを意味しているものであり、日本の小学校制度における地域主義の確立過程において、絶対主義的な国家主義のもとですべてが支配されていたということではなく、文部省内でも学校教育制度をめぐる民主主義的な対抗関係があったこととして、注目すべきことである。

教育令の第19条「学校ニ公立私立ノ別アリ地方税若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ公立学校と称トシ、一人若クハ数人ノ私費ヲ以テ設置セルモノヲ私立学校トス」として、公立の小学校は、父母の直接的な教育負担や校区住民の割り当て・寄付金ということから、地方税若しくは町村の公費によってあてるとする。こうすることで、町村行政に教育の条件整備の役割が課せられていく。そして、教員巡回の方法による教育をも認めている。「学校ヲ設置スルノ資力ニ乏シキ地方ニ於テハ教員巡回ノ方法ヲ設ケテ児童ヲ教授セシムルコトヲ得ヘシ」。

村落共同体の生活・生産的な地域的まとまりを天皇制の国家行政機能のなかに学校を積極的に組み入れていったのである。それが、近世行政村や村落共同体の地域を小学校の校区の基本単位にして編成したことであった。

小学校の学校林野の基盤に、地域住民の共有林野的形態の残存をもっていることを各地にみるのも、村落共同体に依存しての校区編成のためである。学校林野は、学校の校舎建築や教員・教材などの教育の条件整備のための経費を校区住民と生徒で捻出するという学校財政的な意味が大きかったのである。つまり、教育財政のための性格が強かった。

また、将来の後輩のために植林し、森林の管理をすることによって、教育的な役割をもっていた。学校林野を可能にしたのは、小学校校区に共有地などがあることによって、それを容易にしたのである。

村有地や国有地を借り受けて、学校林野として学校の財産をつくった場合もあるが、この場合も、学校林ができることによって、校区住民や児童・生徒が共同で林野の管理運営をしていくこと

になり、学校を中心にしての地域の財産管理的な意味からもまとまりがつくられていくのである。

学校の林野経営は、地域住民の協力のもとに行われ、教育活動にも積極的に利用されていく。林野ばかりでなく、学校は地域の生活と生産活動を意識しての活動が行われていく。学校の教育内容は地域主義と地域行事が位置づけられていく。小学校としての地域的まとまりが、共同体的な強制をもって働いていくのである。

学校の共同体的強制は、統一国家体制への強固なイデオロギー教育としての位置をもたせることを可能にしたのである。その後において、地域民主主義が保障されていないなかでは、地域に結びついた教育が国家統制のイデオロギー教育の役割をはたしていくのである。つまり、国家主義的な天皇制絶対主義イデオロギーの国民的な動員として学校が機能を果たしていく側面があることを見落としてはならない。

村落共同体に依存して、町村行政の地域機構と一体となった学区制は、小学校における地域的な民主主義の課題が学制から教育令という学区制の大きな転換のなかで、新たに生まれていくのである。

教育令での小学校の教科の内容は「小学校ハ普通ノ教育ヲ児童に授クル所ニシテ其学科ヲ読書習字算術地理歴史終脩身等ノ初歩トス土地の状況ニ随ヒテ畷画唱歌体操等ヲ加ヘ物理生理博物等ノ大意ヲ加ヘ殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ」。翌年の改正教育令の教育内容では、其学科のトップに修身がきているのが大きな特徴であるが、順序だけで科目の変更はない。

ところで、自由民権運動のなかで、近代的自由教育の小学校として、公立学校を廃止して、町村の自治によって学校を運営していく地域の事例もみることができる。その事例として、高知県長岡郡大村がある。ここでは校費270余石を募集して、私立自修学校をつくっている。<sup>(7)</sup>

明治になって、離島や山村などの僻地においても地域住民の自主的な力によって、学校が設立していった経過があることを重視しなければならない。絶対主義的天皇制国家の国民精神動員などの目的で学校が整備されていったという側面ばかり

ではなく、商品生産の展開に対応して民衆の生活と地域生産の発展ということから小学校の設立の側面もあったのである。

幕末から農村にも大切な学習機関として寺子屋・私塾が広範にあったが、明治以降になって、地域に小学校をつくっていこうとする住民の動きは、寺子屋での地域住民の学習要求を組織的に保障していこうとするものである。寺子屋という民衆の学習展開の存在基盤のうえに、明治の小学校の展開があったことを見落としてはならない。

明治16年編の「日本教育史資料・寺子屋一覧」のなかで全国1万の寺子屋の存在があった。鹿児島では、その一覧では、私塾1、寺子屋19校ということになっている。鹿児島市私塾1・寺子屋1、坊津寺子屋8、大島郡寺子屋5となっている。

薩摩藩では幕末に藩校4、城下郷校7、外城麓に20校があったが、1869(明治2)年以降に外城制度の武士集落の麓に郷学校をつくっていく。これは、藩政改革として郷校の設置を積極的に行ったためである。この郷校とは別に農民自身の村落に学問所を学制以前につくっていたところも少なくない。

明治16年の日本教育史資料・寺子屋一覧で鹿児島県において寺子屋の記録が最も多く記録されている坊津は、地域の寺子屋が漢方医学者によって行われてたことが特徴的である。そして、下級武士の子弟だけではなく、浦浜人の子弟にも読み書き算術を教えていたのである。教育内容は、読み書き算術ばかりではなく、社会人としての教養、商人となるための知識を教授していた。

坊津の久志、秋目、坊泊ばかりではなく、枕崎の商家からも一乗院や学問所に学びにきていた。明治になって坊泊や久志の学問所・寺子屋は郷校となり、明治8年に両郷校とも変則小学校になっていく。<sup>(8)</sup>

鹿児島県霧島村は山村地域であるが、ここでは、各集落で学問所が明治初期につくられている。大窪・田口・川北の連合村で1870年に練字館を大窪につくる。生徒20余人に読書・算術を教える。手習いの師匠は、他町村の国分から招いて、年4石で雇っている。明治5年に学校の所在で紛



議が起きて、田口に学校を建てる。師匠6名、生徒50余名。明治8年に廃校。明治11年に田口と大窪に学校をそれぞれ建てる。田口の生徒30余名。大窪25余名。明治12年に田口小学校は正則になり、生徒数100余名。大窪生徒数80名。

1869年に入水部落と永野田に学問所を設立している。それぞれ部落民の経費によって読み書き・算術の手習い所をつくっている。入水学問所15坪で生徒15名外、長野田学問所6坪生徒10名内外。学問所の師匠米一石8斗で部落で雇っている。松永地区では、1872年に文学教授所をおいて、1878年には、農民の子弟30余名読み書き・算術を習っている。

霧島神宮のあった霧島地区は、廃寺の山下坊を利用して1879年に開校されているが、男子生徒39名、女子生徒8名の43名であった。これらの集落は武士の麓集落とは別であり、この山村を支配していた東襲山の麓集落では、1872（明治5）年の学制の発布の年に第49郷校として小学校が生まれている。武士の麓集落よりも早く山村部の地域に小学校がつくられているのは注目すべきことである。<sup>(9)</sup>

山川町の福元には、明治年に福元村落小学校が設立されたが、従前の青年夜学に起因した。山川の岡児ケ水での学校教育の始まりは明治9年で、校舎の正式設備がなく、岡児ケ水西村の「二才小屋」を利用していた。<sup>(10)</sup>

南種子島の各集落では、明治維新以前にも寺子屋式の教育が行われていた。茎永上里の聖山学舎や西之本村の共勤学舎、島間上方の中島郷社その他各地の寺院で寺子屋式の教育が行われていた。共勤社は、1874（明治7）年に第73郷校第1支社となり、1881（明治14）年平野小学校となる。中島郷社は、明治7年に島間小学校となる。1877（明治10）年の種子島の公立小学校の在籍児童数は、すべて男子である。

しかし、1876（明治9）年西之表本源寺跡に女児小学校が設立され、生徒数59になった。南種子島の高等小学校は18名値が島教科書に女大学、女今川等を用いて、女徳の涵養に務めた。南種子島に高等小学校ができたのは、1891（明治24）年であったが、女児が本格的に入学するのは、1894年

と、創立から3年後の経過で、このとき、男子49名、女子6名であった。

1901年には、男子54名、女子30名、1903年には男子69名、女子69名、1907年男子63名、女子56名と明治の後期の義務教育6年制のときも男子と女子の高等小学校の入学数は大きな差がなくなっているのである。すでに、明治後期になると女子の高等小学校入学の差は消えていたのである。<sup>(11)</sup>

吉松町では、1856年に鹿児島から漢学者を招いて郷内の子弟に読書習字を授けたが2年足らずで師匠が死去した。1865年に加治木から漢学者を招いて学問所を中津川仮屋に設けたが、生徒は20人内外であった。1872年の学制によって、仮屋を廃して校舎を建てて郷校とした。2名の教師と3名の助教師で生徒は80余名であった。1876年には、男子生徒100余名、女子生徒40余人となった。<sup>(12)</sup>

以上、鹿児島のいくつかの町村の郷土史から、明治初期の小学校の形成過程をみると、幕末からの寺子屋からの継承や明治になってからの農村住民の学習要求に支えられて小学校が出来ていくのがわかる。それらは、決して明治の統一国家の新政府の上からの学校制度の普及という一方的な側面ばかりではない。また、明治後期に入ると女子の高等小学校の入学の差が大きく消えていったのも南種子島の純農漁村地帯にみることができる。

小学校の授業を有料にして、強制的に学校制度の普及をしていくことによって、学校打ち壊しの農民一揆が起きた地域が各地にあったが、下からの農民の読み書き算術の識字教育の要求があったことことも重要な事実である。

1880年の改正教育令によって日本の公立学校教育制度は、統一した国家体制のなかでの市制・町村制の地方行政組織のなかに組み込まれていき、教育内容も中央集権的な天皇制の国体との関係が強く意識されていく。内閣制度の発足によって伊藤博文が初代の内閣総理大臣になり、森有礼が初代の文部大臣になったが、1886年学校種別ごとの学校令をつくり、それぞれの学校種別の独自性をもたせて、社会経済の発展に柔軟に対応させるようにした。

国民大衆教育として小学校教育を重視し、愛国心や軍隊式訓練を積極的に学校教育に導入して

いったのである。国家の中樞を担うエリート教育機関として大学の役割としての大学令、順良信愛威重の気質を備えるための教員養成としての師範学校令、国民教育・義務教育としての小学校令、実業に就く又は高等学校に入るための準備学校として、中学校令をだしたのである。

文部省は、各府県に尋常中学校の設置をし、全国を5つに分けて中等高等学校を文部大臣のもとに管轄したのである。このように、小学校から高等教育機関に至るまで体系的に学校制度の基礎かためを行った。

ところで、戦前の小学校の本格的な制度的な確立は、教育勅語のなされた1890年の小学校令である。教育勅語は、戦前の教育体制の骨格になったものあり、「皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民」として、忠孝の天皇制国家主義のもとで行われていく。公益を広めていくことが天皇制国家主義と結びついた。

ここに公益をみる見方が天皇制国家主義という一面性になり、社会性をもった相互扶助、福祉の見方、市民的な協同性、民主主義的な社会的モラルの視点からの公益性が学校教育から追いやられていくのである。

日本における近代学校制度の確立過程において、1879年の教育令のように学校事務を管理する学務委員を町村民による選挙によって選ぶしくみをつくったという経験が一時的にせよ存在したことがあった。また、自由民権運動では、学校教育の民主主義の要求が地域住民の世直し運動のなかで積極的に展開された。これらの事実を近代学校制度の成立過程できちんとみておくことは、国民の学習権要求を日本の教育史から考えていくうえで、大切なことである。

## 第2章 軍事的半封建的日本主義の形成・発展と学校教育の展開

### (1) 絶対主義的天皇制の教育体制の確立と義務教育国民皆学の形成

教育勅語がなされた同じ年の1890年に小学校令が出されたが、小学校教育の本旨として「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道德教育及国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能を授ク

ルヲ以テ本旨トス」と規定された。児童の身体発達に留意してということで、小学校教育における発達論の見方が提示されている。

さらに、道德教育と普通教育の基礎と生活に必要な知識・技能の教授を小学校教育の基本方針としたのである。小学校は尋常小学校と高等小学校にしているが、市町村立小学校と私立小学校の外に、徒弟学校と実業補習学校も小学校との関係で位置づけたことが大きな特徴である。1890年の小学校令では、高等小学校には、地域のおかれた状況に応じて農業科目、商業科目、工業科目の一科目若しくは数科目の専修を正教科として置くものとしている。また、尋常小学校や高等小学校に補習科を置くことができたとした。

小学校においては、校舎校地校具体操場を備え、また、農科を設ける小学校においては、農業練習場を備えるべきことを規定した。農村における職業教育の基礎として、実際の農業実習を設置すべきことを小学校令ではあげたのである。

市町村立小学校に就学する児童を保護すべきものは、授業料を納めることを義務づけられ、その収入は市町村に属するとしている。そして、児童を同時に数名就学しているものは、授業を軽減することができるとし、市町村長は児童を保護すべきものが貧窮する場合は授業料の全額若しくは一部も免除すべしと、貧窮者の児童の就学奨励をした。児童数の多い家庭や貧困児童の授業料の問題は、改善されていく。

この1890年の時期は、前年に大日本帝国憲法が公布され、さらに、教育勅語のでる2年前に、市制・町村制が交付され、近世行政の村は、合併されていた。また、府県制・郡制が1890年に交付され、第一回帝国議会が招集された年でもあった。1890年という小学校令の制定は、戦前の日本の絶対主義的天皇制国家体制が確立した時期であり、中央集権的な行政体系と地方行政組織が整備された時期である。

このために、小学校の条件整備をしていくための市制・町村制の財政的基盤が不十分ながら確立していたことをみなければならない。10年後の1900年に小学校令が改正され、義務教育としての尋常小学校の授業料の徴収がなくなり、4年制で

単一な小学校が義務教育無償原則として誕生するのである。この条件をつくったのは、同年に制定された市町村立の小学校教育費国家補助法である。日本における義務教育として、国民皆学の状態をつくりあげていくうえで、教育財政の確立が極めて重要であったことを忘れてはならない。

1902年には、尋常小学校の就学率が男女ともに90%になり、国民皆学が達成されるのである。明治維新から廃藩置県という統一国家の誕生から約30年間で国民の90%が尋常小学校に就学する状況が生まれたということは、画期的なことである。1880年代が50%前後の就学率で停滞していたが、1890年代の10年間は学校教育の就学率上昇にめざましい発展をとげるのである。大衆的な識字教育の普及という視点から学校教育史をみるならば1890年代は画期的な小学校教育普及の時代である。そして、1907年（明治40）に尋常小学校は6年制になり、高等小学校が2年となる。

町村制の施行後に旧村単位の教育行政的意味が失われ、町村における教育財政の効率論から大字単位の設置されていた小学校の合併問題が起きていく。長野県下伊那郡伊賀良村や鹿児島県川辺郡知覧町松ヶ浦小学校などでは、住民が合併に反対して、住民により組合立の小学校を経営して、学校を継続していった事例などがある。

前者の伊賀良村は、1898年に合併問題で紛争が起きる。合併対象になった中村区の住民は、住民からの寄付金、区有林などからの収益などによって独自に学校建築を行い、高等小学校も設置していく。その後も郡長の強引な指導によって、学校統一の決定の指導がされているが、1927年の村との和解まで学校を存続させていくのである。

鹿児島県知覧町松ヶ浦小学校も1900年に合併問題が起きて、住民が独自に寄付金を集めて私立松ヶ浦小学校を設立し、1902年に高等小学校を設置し、さらに、1903年には3年制の高等小学校になっていく。このように、小学校は、地域の住民に深く根付いて、住民にとってはなくてはならない存在であったのである。

1894年に札幌農学校の教授であった新渡戸稲造を中心に貧困な人でも高い教養を学べる勤労青少年のための遠友夜学校が生まれる。（新渡戸稲造

は、後に国際連盟事務次長になり、武士道などの著作で日本人の精神・思想を世界に広めた人である）。1895年には新渡戸稲造離札のため同僚であった宮部金吾教授が代表をつとめる。それ以前に教会付属の日曜学校として貧困児童の教育を行っていた。後に、遠友夜学校は、札幌農学校・北海道帝国大学の教授や学生たち、さらに、札幌農学校の卒業生のグループが勤労青年教育の場を支えていくのである。高等教育機関の有志が地域に出かけて、勤労青年の教育にあたっていくのは日本の大学史のなかで大学人のあり方として、注目すべきことである。<sup>(12)</sup>

1890年代は、日本の産業が急速に発展する時期でもあった。製糸産業や紡績産業の発展はめざましいものがあった。民間の紡績資本が市場間競争でもうち勝つことのできる実力をもつことができるようになる。国産綿糸は、国内市場の80%以上を占めるようになり、イギリス綿糸やインド系綿糸を圧倒していったのである。

生産高は10年間で10倍以上になった。1887年の5240万円から生糸の輸出を中心に、1902年には実に5倍の25830万円と輸出額が大きく伸びていったのである。日本の輸出品の中心になった製糸や絹織物などは、農村の半封建的経営や問屋の商業資本と結びついた生産形態をもっていたことを見落としてはならない。

同時に輸入品も1887年の4430万円から1902年の27173万円と工業原料や機械製品などが貿易収支は輸入超過になっている。日本の重化学工業は、1901年の八幡製鉄の開業のように、1901年以降であった。

1890年代に急速に発達を遂げた紡績業の大規模機械制工場生産や製糸業の器械製糸は、女子労働者で農家の家計補足的な低賃金労働者であった。器械製糸は在来製糸の改良によって、糸取り枠を水力・蒸気力で糸に撚りを与える装置で作業機の装置を持たず、伝統的手労働の熟練度が必要な労働過程であった。

農村の工業として、地方の小都市の工業の発展として展開したのである。農村の工業の発展は、手工業の技術を基盤をもつものであり、家族的な小経営が協力して組合製糸工場を地域的につくり

あげた長野県下伊那地方をみることができる。

当時の日本の農村は、寄生的な巨大地主をはじめ農村では半封建的な地主制が拡大し、小作人の貧困化も農村の商品経済の浸透とともに厳しいものになっていった。農村における自立的な自営層の商業的生産の動きもみることができるが、貧困化していく小作人は、繊維関係などの低賃金労働者として排出していく。

この女子労働者層にたいする教育も大きな課題になっていくのである。伝統的な織物業の工場では、工場制生産が進行していくことによって、粗製乱造の製品が市場に出回り、産地としての品質の維持も大きな課題になっていく。そこでは、労働力の多面的なことからの質の問題もでてくる。出稼ぎ労働者ということから寄宿舎生活を強いられているが、教養を身につけて生活や労働規範をたかめ、職場の秩序や技術の向上による生産意欲を高めることが必要であった。

工場では、女子労働者に対しての普通教育から職業的教育までを含めての人間発達の教育がされていく。教育で効果をあげた優秀な女子労働者に対して表彰制度が作られていく工場もあらわれていく。

同時に、企業家として、社会的モラルの教育を唱えていった渋沢栄一の「論語算盤合一論」というように、企業家として、儒教モラルから公益を追求して、教育活動に貢献していく人も生まれてくるのは注目すべきことである。かれは、日本で最初の銀行創始者であり、生涯500にのぼる企業の創立、ないし創立の支援をした日本の資本主義形成期の代表的な企業経営者である。企業経営のモラルを大切にして、社会的貢献を行うが、教育の分野でも大きな活躍をしている。民間人としての立場から社会福祉教育、商業教育、女子教育、平和教育などを力説し、それらの施設づくりを財界人として積極的に支援し、自らもその中心的な活動をになっていくのである。

1890年に新島襄の同志社設立運動の財政的支援。私立の女子教育機関として、女性版の和魂洋才の教育方針として、1888年に東京女学館の開校に際して会計監督をし、その後館長になる。1901年の東京女子学校の開校に際しても会計監督し、

その後校長を務め、女性の高等教育機関に尽力する。二松学舎改組で学舎長。そこで、論語算盤合一論などのように経済活動の倫理活動の重要性の講義をする。<sup>(13)</sup>

ところで、幕末に結ばれた欧米列強との不平等の改正問題は、明治維新以来の大きな民族的課題であった。明治維新後たびたび交渉をしてきたが、欧米列強は認めることはなかった。1880年代は、欧米文化の積極的導入ということで、生活様式、習慣、制度などを取り入れた。西洋式の大舞踏のできる鹿鳴館をつくり、政府高官が欧米列強の外交官、実業家などを招き、接待制治によって欧米化した印象を与えて不平等条約の改正をねらったが、効果を発揮することができなかった。

しかし、清国に宣戦布告した同年、1894年に陸奥宗光外相等の交渉によって、日英通商航海条約の締結によって領事裁判権を撤廃することになるのである。ほかに14ヶ国とも領事裁判権の撤廃が調印される。日清戦争という帝国主義的なアジア侵略というなかで、欧米列強からの半植民地的状況を脱皮しようとしたのである。

日清戦争後の1896年に台湾総督府の設置が領事裁判権の撤廃後になされたことは、その象徴である。このことは朝鮮おいても行われていく。日本は日清戦争後の1896年に、軍備拡張10ヶ年計画を出して、軍備拡張政策を積極的にしていく。この結果、軍事産業を中心としての重化学産業の展開がされていく。

そして、日露戦争後の1911年に、関税自主権の完全回復がおこなわれる。この交渉は、外相の小村寿太郎等によって行われた。国際的にも欧米列強と対等に、日本の完全な独立の認知がされていった。日本の資本主義経済の発展は、半封建的な構造を広範に残し、生糸などの輸出品によっての貿易の利益を媒介にして、軍事大国になっていった。このような、日本の経済的発展と国際的な地位の向上という社会経済情勢のなかで義務教育の無償制、尋常小学校の就学率90%という国民皆学の実態がつくられ、6年制の単一の小学校という制度が確立していくのであった。

## （2）中等教育の複線体制化と実業教育

1890年代は、経済の発展のなかで実業教育が制度化され、中等教育の進学要求も高まり、中等教育の3系統化ができた時期である。中学校、高等女学校、実業学校という中等教育機関の複線化が1899年の「中学校令」「高等女学校令」「実業」学校令で制度化した。

さらに、地方改良運動という地主的生産力的発展といういわゆるサーベル農政の時期に、地方の小学校の合併が行われ、校区の財政的基盤になっていた大字の村の林野統一事業などが積極的に展開されていく。そして、このような状況のなかで、学校の効率化、分業化により、複線体系が確立していくのである。

中等教育機関の進学要求の高まり、実業学校の発展ということから、各尋常中学校に置かれていた実科が不要ということを文部省は認識した。そして、各府県1校という中学校設置の制度が維持できなくなったということにより、普通教育一本のエリート養成の中学校が生まれていく。

つまり、中学校における職業教育の内容が消えていった。従前の中学校に2つの目的があったが、そのひとつの職業との関係をもっていた教育内容が失われた。中学校は、高等教育へのコースの教育機関として位置づけられた。従前の中学校がもっていた国民大衆教育の性格が失われたのである。

日本は、独自に軍事大国を歩み、絶対主義的な天皇制の強力な国家体制をつくっていくが、このためには、国民大衆教育とエリート教育を分離して、効率的に労働力の質の向上と従順な労働者や農民をつくりだすことと、官僚機構や軍人のエリート人材養成が求められたのである。しかし、普通教育の充実、人間の全面的発達のための学習要求は、大衆的な教育機関でも展開していくのである。このことが高い創造的な労働者や農民の労働力の質をつくりだしていった基盤でもあった。

井上毅文部大臣は、1893年に実業補習学校規定を制定し、翌年の1894年に実業教育国家補助法をつくった。井上毅文部大臣は、「我力国八方ニ文明ノ進歩ヲ見ルニ拘ラス此ノ科学的ノ知識能力ハ未タ普通人民ニ浸潤セス教育ト労働トハ劃然トシ

テ殊別ノ界域ニ立チ」と文明開化から今だに科学的知識・能力が一般国民に浸透せず、教育と労働は別の世界になっているという認識である。

このために実業教育を普通補習教育のなかに組み入れたのである。「国家将来ノ富カヲ進メントセハ国民ノ子弟ニ向テ科学及技術ト実業ト一致配合スルノ教育ヲ施スコトヲ務メサルヘカラス殊ニ普通教育補習ノ時機ニ於テ実業ニ須要ナル知識ヲ授クルコトヲ務メサルヘカラス」と普通教育の補習として実業教育を井上毅文部大臣は力説したのである。

さらに、工業教育の重視として普通教育の補習としてではなく、独自に「職工タルニ必要ナル教科ヲ授ケル」ということで夜間、日曜日、季節に限っての教育を規定した。徒弟学校は、実業補習学校と区別した。

「徒弟学校ヲ卒業シタル者ハ一ノ職工タルニ關ク所ナカラコト期ス故ニ徒弟学校ハ職工タルニ必要ナル教科ヲ授クル所ス蓋シ小学教育ヲ補習セシメ且実業ノ思想ヲ与ヘ又準備ノ実業教育ヲ授クルハ実業補習学校ノ任務ニシテ徒弟学校ハ之ニ反シ職業教科ヲ授クルヲ以テ主トナルモノナレハナリ」ということで、小学校補習教育として普通教育と準備の実業教育をするものではなく、職業教育そのものを任務としている。

徒弟学校は尋常小学校卒業で12才以上のもので、尋常小学校を卒業していないものは、校長の許可が必要とした。徒弟学校は尋常小学校や高等小学校に付設することは実業補習学校と同じであった。

実習は徒弟学校の基本的な科目であったが、その実施には、設備不足のため多くの困難があった。実習の必要は徒弟学校に移す必要はなく、生徒の工場において現業を実習しているので、学校では現業の解釈や基礎の学科を学ぶことであると徒弟学校の省令の説明ではのべている。<sup>(15)</sup>

また、農業に関しては徒弟学校同様のパートタイム方式の簡易農学校を制定した。尋常中学校の4年以上に実科を設けるように中学校の「尋常中学校ノ学科及其程度中改正」がだされて、中学校における実科科目がされるようになったのである。

「第4条 尋常中学校ニ於テハ実業ニ就カント欲スルモノニ適切ナル教育ヲ施ス為ニ第4級以上ニ於テ本科ノ外分チテ実科ヲ設クルコトヲ得」

「第4年級以上ニ於テ設クル所ノ実科ノ科目ハ倫理、国語及漢文、歴史、地理、数学、博物、物理化学、実業要項体操トス」「実業要項ハ実業学校又は中学専修科ノ実業科ニ於ケルカ如ク専門ノ芸術ヲ実習ト俱ニ授クルノ謂ニ非ス地方ノ必要ニ応シ農業商業工業ノ一学科若クハ数科若クハ一科中ノ或ル部門ニ関シ選抜シタル要項ノ項目ニ依リ概括ノ知識ヲ授ケルヲ以テ足レリトス」。

以上のように、中学校において、高等予備のためばかりではなく、職業に就こうとするものに、実業教育をしようとしたのである。それは、普通教育を基礎にして、農業商業工業等の実科の概括的知識で、実業専門教育を将来に受けようとするための科目である。普通教育のみにかたよっていた中学校の教育課程に職業教育の基礎的な科目を入れたのである。<sup>(16)</sup>

1899年に中等教育は三系統になり、中学校は普通教育のみになり、実業学校令が独自にだされた。中学校教育のなかにあった実業の科目いっさいがなくなった。実業学校は、中学校とは別の枠組みとなった。農学校規定は、甲種と乙種に分けた。甲種は修業年限四年の高等小学校を卒業したものを入学資格とし、終業年限は三年で一年延長することができるとした。

また、乙種は、終業年限四年の尋常小学校卒業者を入学資格として、終業年限は三年以内とした。乙種農業学校は土地の状況に応じて自由に組織や教育内容が組み立てられたもので、低度の実業教育を実施することも目標としたのである。<sup>(17)</sup>

1899年の実業学校令に基づいての工業学校規定は、終業年限を三年として、入学資格を高等小学校を卒業した14才以上のものとした。従来工業学校の設置科目が染織や工芸に限られていたが、近代的な産業の発展に備えて重工業のための学科が設置された。さらに、基礎的科目として普通科目と技術学に関する科目が設けられ、実技に科学的な根拠をあたえるように教育課程が編成された。<sup>(18)</sup>

実業学校令による商業学校の規定は、農業学校

規定と同様に、甲種商業学校と乙種商業学校に区分した。入学資格と終業年限の農業学校規定と同じである。甲種の学科目は、修身・読書・習字・作文・数学・地理・歴史・外国語・経済・法規・簿記・商品・商品事項・商業実践・体操であった。

甲種では、普通教育と商業教育の2本たてであることが特徴である。それは、商業的な実技的な教科目ばかりではなく、普通教育も大きな位置をもっているのである。乙種は、修身・読書・習字・作文・算術・地理・歴史・簿記・商業的事項・体操となっている。乙種は簡易な商業科目で普通教育が中心になされている。

公立の実業学校は、1900年に135校あったものが、1911年の関税自主権完全確立の不平等条約解消のときは、502校になっている。1917年まで587校と微増になっていく。明治の後期に実業学校の著しい数の増大があったのである。

その実業学校の詳しい内訳は、農業学校甲種36校から80校、農業学校乙種が20校から157校、工業学校15校から34校、徒弟学校が22校から107校、商業甲種30校から67校、商業乙種が8校から30校などとなっている。乙種の農学校や徒弟学校の伸びがとくに著しい。<sup>(19)</sup>

実業補習学校は、1900年に151校あったものが、1911年には、6740校が飛躍的な増大である。その後1917年頃まで10781校と増大を続けていく。実業補習学校の増大の主たるものは、農業補習学校であり、1990年に123校であった農業補習学校が1911年に5061校、1917年に7908校になる。工業補習学校は1900年32校、1911年167校、商業1900年45校、1911年213校と農業補習学校に比較すると伸びは大きくない。<sup>(20)</sup>

このように、実業補習学校は、尋常小学校や高等小学校の卒業後の青年の地域教育機関として機能していったのである。この実業補習学校は小学校の施設を利用しての青年の夜学校として地域の大衆的な教育機能を果たしていく。青年に対して、国民教育の側面からみるならば、実業補習学校は、極めて大きな位置をもっていた。

しかし、この実業補習学校は農村部を中心にしての普及であり、都市の労働者層の工業教育は、

目的を達していない。徒弟学校、工業補習学校にしる、それらは、従来支配的な徒弟制に対する批判のうえに立って登場してきたものであるが、十分に成功せず、大企業の養成工制度の設置によって、工業教育が充実していくのである。<sup>(21)</sup>

長崎の三菱造船所では、1899年に三菱工業予備学校を工場付近に設立した。工業応用の知識を開発し、将来の熟練技術労働者を養成するためであった。年齢は満10才以上で尋常小学校卒業者又はその学力のあるものを試験のうえ入学させるとして、修業年限を5年として授業料は徴収しなかった。「本校ハ造船造機ノ業ニ従事スル技師技工ヲ養成スルノ目的ヲ以テ之ニ必要ノ学科ヲ備フ」ということで、将来の三菱造船所の技術者になるための社内学校であった。<sup>(22)</sup>

労働者自らが幼年工講習所設立の要望をしていたのが、日本鉄道大宮工場にみることができる。大宮工場は、職工養成の制度はなく、熟練工は一般に募集して確保していたが、1900年4月に本格的な職工養成機関の設置を労働者の有志が経営側に要求している。大宮工場で技能工養成が制度化されたのは1902年10月で養成機関3年の職工見習養成がはじまるのである。<sup>(23)</sup>

紡績・製糸業・織物業等の繊維産業では、初等教育も十分に受けていない子女が労働力として入ってくる。一部の企業では、労働力の質の改善によって技能水準を高めるといふことと、さらに、労働者としてのモラルをつけるために、普通教育としての読み書き、算術、裁縫などを取り入れた企業内教育が1900年代に行われていく。

労働と教育を共にすることの企業内補習教育は、疲労している体の中かで知育を発達させることは容易ではなく、強制して教授すれば逃亡を企てる。工業の進歩に伴い機械の精密になり、職工教育は緊急の課題になっているという当時の紡績職事情調査概要報告書は記載している。

企業内の教育は、技能教育という側面以上に、小学校の補習教育としての普通教育、修身などの道徳教育、生活技術としての裁縫などの家事教育を重視して、基礎的な教育を重要視したのである。教授時間は、朝の7時から9時や午後の7時から9時に大方になっている。<sup>(24)</sup>

日立製作所の前進である久原鉦山工作課電気修理工場は、1910年に徒弟養成所を工場内に設け、座学を交えて組織的な技能工養成をはじめた。工場採用していた36名の見習工、翌年53名と徒弟養成所で入所させた。徒弟養成所の規則において、入所者の資格は、17歳未満、体格強壯、尋常小学校卒業したもの又はこれと同等の学力を有する者ということで、徒弟になった者は、採用されてから徴兵適齢年齢まで年奉公すること、満期終了後5年間は職工として従事することを義務づけられた。日額金10銭より30銭の手当がでるが、成績優良品行方正なるものは別に賞与があったのである。<sup>(25)</sup>

八幡製鉄所は、1910年に「幼年職工養成所」を設置する。高等小学校卒を選抜採用して職工養成をしたのである。満14歳以上17歳未満ということで、高等小学校卒業者。県立中学又は県立工業学校の生徒であることの証明書を有する者という入所資格であった。修業年限は3年とし、1学年を3期とした。1週間における学科に対する時間配分は、教科24時間、実習30時間である。教科も第1学年のときは普通教育を行い、製綱・製鉄・製品などの職業的専門の科目は第2学年後期以降である。<sup>(26)</sup>

以上のように、明治後期になると、企業内での職工に対する一般教育と技能工養成の教育が行われていくのである。日本の学校体系での熟練工養成のしくみは十分に展開されず、企業内の職業技術教育訓練として実施されていったという特徴をもったのである。それは、単に技能適応的な訓練ということばかりではなく、普通教育を受けて、技術の基礎となる科学的な知識を座学で身につけることも大切にしていたのである。また、社会的規範や職場の秩序なども大切にしていけるように道徳教育なども行われたのである。

ところで、日本における工場法は、1911年に公布をみるが、その実施は、1916年であった。工場法の適応範囲は常時15人以上雇用する企業に限定し、満12歳未満の者は工場に就業してはならないことになった。12歳という年齢は、義務教育の6年制が1907年に制定されたことから当然であった。さらに、経営者にとって、労働者資質の向上

をはかるうえからも義務教育を終了させることは異議のないことであった。

工場法における徒弟の規定は、「一定ノ職業ニ必要ナル知識技能ヲ習得スル目的ヲ以テ事業ニ就クコト」「一定ノ指導者指揮監督ノ下ニ教習ヲ受クルコト」「品性ノ修養ニ関シ常時一定ノ監督ヲ受クルコト」「地方長官ノ認可ヲ受ケタル規定ニ依リ收容セラルコト」となった。徒弟は工場に従事する見習工ということではなく、一定の職業の知識技能の習得を目的とするもので、一定の指揮監督のもとに教習を受けることから教育を受けているものとなった。さらに、徒弟は修身、国語、数学、理科、英語、製図などの普通教育を受けることができるようになった。<sup>(27)</sup>

日本の輸出入は、中国・東洋市場の進出で、日露戦争後の明治末期に、1897年の輸出入総額3億円から1912年の輸出入総額は15年間で約4倍弱の11億5千万円と急速に拡大した。そして、軍事産業の発展により重化学工業も飛躍をとげていく。動力源としての石炭産業、製鉄業、鉄道、電気業と発展していく。

さらに、1910年代は、日本資本主義の輸出入は飛躍していく。1919年の輸出額は42億7千万円となっている。とくに、1916年から、1919年は輸出や軍事産業が発展し、著しい高景気ブームとなったのである。この時期に国民経済部門の織物業なども力織機が広範に入り、機械制工業に転換していく。中小・零細企業が手労働から工場制機械工業に変わっていったのである。この技術的基礎をつくったのは、電力の普及と機械の発達であった。

軍事部門を中心とした重化学工業、輸出産業としての外貨獲得のための生糸業や紡績業などの国民的産業部門、農村の半封建的な地主制の構造は日本の民主主義をマイナス面に引っ張る要因であった。つまり、社会の半封建的構造の制度や慣習、国民の近代的民主主義の遅れと絶対主義的天皇制国家主義の意識的基盤、農村の貧困化で、家計補充的な女子労働者の排出など低賃金労働者の社会的土壌になった。

### (3) 資本主義発展による社会経済の矛盾と教育の改革

1910年代の日本資本主義の急激な発展は、半封建的な社会経済構造の矛盾を人々に露呈させた。労働争議や小作争議が急増した。1918年には米騒動が全国的に起き、地主制と米の流通機構の矛盾が米価の急騰という食料問題として現れた。1919年には、植民支配に対する朝鮮の人々の民族独立万歳示威運動、3.1事件が起きる。

米騒動は、工場のストライキとも連動した。のべ一千万以上の国民が参加するという騒動になったのである。日本の労働者、農民、勤労市民の運動が起きる。朝鮮の民衆に対して、軍隊の出動という最悪の事態となる。

このような時代的状況のなかで、米騒動の前年に、吉野作造の民本主義が発表される。日本の文化人・知識人をはじめとして、大正デモクラシーが起きたのである。そして、国民の民主主義的な社会的運動が発展していく。

米騒動が収まった以降も労働争議は終わらなかった。1919年以降、足尾鉾山、川崎造船所、東京砲廠、東京印刷、東京市電、八幡製鉄など大争議が続いて、軍隊出動という事態になる。そして、1922年に労働組合総連合が生まれ、同じ年に日本農民組合の創立となる。第1次世界大戦以降に日本の社会経済構造は大きく変化していくのである。重化学工業の発展などの産業の再編成も起きていく。

教育の世界でも自由教育の動きが活発になり、仏教的内なる自立の精神を基礎にして、自学主義、自発主義によって、教室外、実際生活をとおしての教育実践を重視し、私立の成蹊実務学校が1912年につくられる。そして、1914年に中学校、1915年に小学校、1917年に実業専門学校・女学校、1922年に7年制高等学校を確立し、成蹊学園となる。

実際教育を提唱した元文部官僚・前京都大学総長の沢柳太郎が1917年に成城学校をつくる。その学校は、児童中心の個性尊重の教育、自然と親しむ教育、心情の教育・鑑賞教育、科学研究を基とする教育の実験学校である。成城小学校は、多くのユニークな教師達を集めている。成城



小学校の指導主事として1917年に招かれた小原国芳は、全人教育論を展開して玉川学園を1929年に創設している。1930年に労働者・農民・勤労市民の解放をめざすという振興教育研究所の創立の所長になった山下徳治を教師として育てている。

1920年前後に北原白秋など多数の芸術家・詩人による児童文芸雑誌の「赤い鳥」の出版活動は児童中心の教育活動や注入的な画一教育の克服に大きな影響を与えた。

1924年には東京池袋に下中弥三郎などの教育の世紀による児童の生活の場として、自由教育をめざす「児童の村小学校」（私立）が誕生した。児童の村は、兵庫県芦屋や神奈川県茅ヶ崎にもつくられた。

芦田恵之助などの提唱にはじまる生活綴方教育も新教育と結んで発展していく。生活綴り方の教育運動は、子ども達の発達をみていくうえで、子どものおかれた生活状況が大切ということで、生活をありのままに表現させていく教育の方法として、各地に広まっていくのである。

1929年に雑誌「綴方生活」が創刊され、1930年に「北方教育」誌が創刊される。南方でも綴方が展開されるが、その中心のひとつであった鹿児島県小根占村の神山小学校の磯長武雄は、心を開き生活を築いていく仕事として調べる綴り方や児童詩を積極的に取り入れた実践を展開した。

神山小学校は、南方綴方教育の拠点としてユニークな実践をした。そして、地域に多くのリーダーを排出している。磯長は1938年に戦死している。磯長の教え子であった八島太郎は、太平洋戦争中に米国で反戦の絵本作家として活躍した。八島は、「からすたろう」という絵本に恩師磯長武雄先生にささげるとい一文を書いている。

有島武郎・武者小路実篤などの白樺派の読者であった教員は官僚的な教育の浸透組織の教育会体制に反対していく。自由主義教育実践など新教育のブームが起きて学校教育の改革も叫ばれるのである。教員も1919年に自己確立のために日本教員組合啓明会という組織をつくり、教育の民衆化、教育改造が教員の自主的な運動で行われていく。

1921年には羽仁もと子が「自活自労」の7年制女学校をつくる。日常生活に必要なものを自分で

生産する教育を展開した。実際生活に遊離した当時の学校教育を批判して、女性の地位向上のうえでの教育の大切さを力説した。

紡績業の発展で大きな富を持った倉敷紡績・倉敷絹織の経営者である大原孫三郎は、企業経営者の社会的貢献・社会的責任として、教育活動、文化活動、研究活動のための施設をつくっていく。田畑100町歩をもち、地域農業発展のために、岡山特産の葡萄や桃の改良のための実地研究や世界的な農業関連の文献収集を行う大原農業研究所（後に岡山大学に移管）を1914年に創立した。

社会問題の克服をめざしての調査研究機関としての1919年に、大原社会問題研究所の創立（マルクスの関係文献の翻訳、森戸辰雄など日本の進歩的な若手研究者が育つ、後に法政大学に移管）、1921年に、労働の医学的、心理学的研究を専門に行う労働科学研究所の創立、1922年に、社会に平等に解放された倉敷中央病院の設立。石井十次の岡山孤児院の支援。倉敷に大原美術館を設置して、市民の芸術文化鑑賞活動の拠点をつくった。このように、企業の経営者が社会的貢献・社会的責任として、利益の一部を社会に積極的に還元して、公益性を担おうとしたことは大正時代の一つの動きである。<sup>(28)</sup>

大正期は政府において、教育改造の動きは大きな課題になっていく。政府は臨時教育会議を1917年に内閣直属の教育諮問会議として教育の抜本的な改革のため、重要事項の調査・審議の機関をつくる。そこには、教育に関する答申や独自の建議を求めたのである。1年半にわたって審議を重ね、小学教育、高等普通教育、大学・専門教育、師範教育、視学制度、女子教育、実業教育、通俗教育、学位制度など9領域、12の答申を行った。

小学教育に関して「市町村義務教育費国庫負支弁」が答申されて、国庫負担法が、1918年に法律になった。小学校教員の俸給に対して費用の一部と市町村に国庫負担する法である。父兄の貧富と町村の貧富に拘わらず国民の義務教育であるということで、国庫の負担において最低限の教育を保障しようとするものである。国庫負担は、教員の俸給に半額、市町村に半額として、とくに、資力貧弱なる町村に特別に交付金を増加したのであ

る。

「兵式体操振興二関スル建議」は、軍事教育の目的から「兵式教練」として実施されていくのである。そして、小学校では、国民精神涵養ということから日本歴史、地理の授業数を増加させ、中学校、高等女学校、実業学校、高等教育に「国民道徳の養成」ということでの国家主義的な教育目的が重視されていった。

臨時教育会議の諮問に基づき、1918年に大学令が発布された。大学の設置は、帝国大学のほかに、公立や私立の大学も認め、従前の帝国大学のみから大学拡張政策をとったのである。私立大学は、大学に必要な基本財産をもたねばならないということで、私立の専門学校は、容易に大学の昇格ができなかった。大学令の規定によって、基本財産の外に、一大学50万円、一学部増すごとに10万円ということで、正規の大学になるため資金集めや施設の拡充を行わなければならなかった。

また、相当員数の専任教員の配置を求めた。私立大学の教員の採用は、文部大臣の許可を受けることとした。公立大学の教員の採用も同様である。1926年までに22の私立大学が誕生した。公立は大阪、愛知、京都の3つの医専と大阪市立高商が大学に昇格した。

大学の設立・廃止、学部の設定・廃止は文部大臣の勅裁としたのである。公立大学と私立大学は文部大臣の監督に属した。公立大学と私立大学に対して、報告を求め、検閲を行い、監督上必要あるときは、命令を為すことがあるとした。大学令によって、私立の専門学校が大学へと昇格していくのであるが、厳しい条件と文部省の検閲と監督があったのである。

大学令は、数個の学部をおくとして、大学の総合性を常例としたが、単科大学も認めた。大学の入学資格は、高等学校卒業業者又は予科をおくことができる。大学運営は学部教授会を中心に行われ、教授会は、自治的専門教育機関として位置づけられた。

私立の専門学校が大学に昇格することによって、帝国大学のみによって大学の教育と研究が独占されていたが、学術の府としての大学の裾野が広がっていく。日本の学問が帝国大学という国家

の意思によってのみではなく、私立大学の独自の建学精神によって、行われていく。私立大学は、帝国大学と異なり、画一的なエリート養成ではなく、多様な生活をもった社会的リーダーを生み出し、日本の経済や地方のリーダーを育てていった。

私立大学の経営は財団法人とした。私立大学を支えていく財産と資金基盤が民間にも育っていったことを直視しなければならない。国家財政によって支えられている帝国大学と並んで、厳しい条件を財産的、資金的条件を乗り越えられる状況が生まれてきていることを注目する必要がある。

大学令では「大学ハ国家ニ須要ナル学術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥学術ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」というように、国家にはなくてはならない、学術理論とその応用を教授し、学術技芸などの深いところを究めることと、同時に、人格陶冶と国家思想の涵養を目的としたのである。国家の須要なる学術、国家思想の涵養など大学の目的の国家主義があらわれている。

臨時教育会議は、実業教育との関係では、実業補習教育の速やかな義務制が答申された。この義務制の問題は、高等小学校と実業補習学校の著しい普及のなかで6年制の尋常小学校を8年制の義務教育の延長として議論されたのである。実業補習学校と高等小学校のどちらに力点をおいて義務制にもっていくかということは審議会でも大きな争点になった。

実業補習教育の義務制は、町村レベルで条例として義務制になっている町村が現れてきたのである。愛知県知多郡横須賀町では、1917年に満場一致で議会が条例化し、高等小学校卒の14歳以上徴兵検査の20歳までを補習教育の対象としている。

ここでの実業補習教育の内容は実業教育と普通教育の2本立てである。文部省主催の実業補習夏期講習会で「実業補習教育の義務制実施」が決議されている。この決議は、高等小学校を廃止して、3年制の実業学校の普及をはかり、義務制とする案である。1924年に帝国農会は「義務教育を終えて2年間の補習教育を義務制とすること」という決議をだしている。以上のように、臨時教育

審議会での議論ばかりではなく、地域や農業団体等で実業補習学校の義務制が大きな課題になっていた。<sup>(29)</sup>

鹿児島県では、1923年に西志布志実業補習学校が独立校となり、高等小学校に付設した施設ではなく、専任の校長と教員の配置がされていく。この学校を契機にして、1924年に大崎実業補習学校、1925年に中等串良公民学校、1926年に枕崎高等公民学校、志布志公民学校、川辺農業専修学校というように、独立した学校が生まれていくのである。1926年の鹿児島県実業補習学校実施要項では、町村単位に独立した実業補習学校の設置を奨励し、その名称も公民学校や高等公民学校の名称になっていく。昭和期に入ると、町村立の独立した公民学校が次々に設立していくのである。

1924年に鹿児島では、実業補習学校の専任を養成するために、鹿児島高等農林学校内に実業補習学校教員養成所を独自に設置した。県の実業補習学校の定期的研究会が、鹿児島高等農林学校を会場として、実地授業、研究発表、講演などを実施していたのである。<sup>(30)</sup>

#### (4) ファシズム化と学校教育

##### －イデオロギー・軍事教育と経済発展と教育をめぐる二面性－

1927年の金融恐慌、1929年の世界大恐慌は、半封建的構造をもっていた農村に、深刻な状況を与えた。1920年代は日本資本主義の発展による社会経済構造の矛盾が現れたのである。前期的商業資本の形態を残しながらも日本の経済の支配的地位にあった巨大な鈴木商店は倒産した。

重化学工業は、軍事部門を中心にして発展してきたが、国民的生産の織物業なども機械的工場生産に移行し、日本の産業段階も国民的経済の面からも機械制工場生産への移行に入っていくのである。しかしながら、半封建的な農村構造に支えられている労働力の低賃金構造は変わらず、地方の織物工場主の資本の蓄積が再び、地主的土地所有の集積をもっていくのである。

資本の蓄積と地主的土地所有の問題は簡単に切り離せない側面をもち、このことは拡大再生産という資本蓄積の脆弱性を伴うことになる。一方で

は、地方地主が産業資本的性格をもって酒造などの地場産業を発展させていくが、完全に産業資本として展開できるわけではない。

地方経済を地域のなかで自立的に発展させていくという自作農的上層運動としての織物業などの機械制工場の展開がみられ、農家の副業としての農村工業の発展も新たな展開をとげていくが、自由なる農家経済の発展は十分に展開されていかなかった。全般的に農家経済は非常に厳しい生活にたたされた。

1930年代は、大恐慌というなかで、全面的な社会経済構造の変革の必然性をもたらした。とくに、半封建的な農村構造の矛盾である地主制の廃止の問題が社会的な問題となっていく。自作農創設施策を部分的に実施して、地主制の矛盾をやわらげたり、農村更正運動として、農民の自立的な経済活動を刺激していく施策を政府はとった。

しかし、根本的な半封建的な矛盾構造である地主制の問題、前期的な形態を残して財閥制度、絶対主義的な国家機構は強く残存した。社会経済的矛盾構造から自由性と民主化を促すことができなかった。人々の自立的経済活動を促進する施策が十分に展開されず、矛盾を海外の侵略活動に矛先を転換した。

尾高豊作や小田内道敏などは、学校教育と郷土の地域社会との乖離が著しい現状を憂いて、1930年に郷土教育連盟を結成した。子どもの育成における郷土教材の役割を重視した。この郷土教育の運動は、農村の厳しい生活の現実を意識しながら、教育によって地域の自立的更正運動をたかめようとしたものである。尾高は、1933年に子どもの発達を研究する日本児童社会学会をつくり、郷土連盟と学会による共同で雑誌「児童」を発行していく。さらに、1937年に技術教育教会を組織するが、戦時体制の戦力増強の施策に組み込まれていく。

農村不況のなかで、村づくりの中堅的人材を養成していこうとする塾風教育という農民教育運動が展開された。山崎延吉は私塾神風義塾を1929年につくり、各地の農民道場づくりに影響をあたえていく。加藤完治は、山形自治講習所の農民研修所を運営していたが、それを1933に廃止して、県

立の国民高等学校にしていく。他の民間の農民道場と異なり、学校制度のなかに組み入れたのである。国家有用な人材としての農民道や拓殖精神が教育で重視された。国家主義的農本主義の農民教育運動は、デンマークの国民学校をもモデルにしたが、自分たちが暮らしてきた地域での農民自立や農民福祉に結びつかず、国家主義的出世主義や海外侵略の開拓団につながり、ファシズムの社会的基盤になっていく。

1933年城戸幡太郎などによって、創刊された雑誌「教育」は、生活主義、科学主義を大切にしている教育運動であった。教育科学研究会は、教育学者の共同研究組織として、雑誌の編集などにあたった。1939年に全国協議会をもって、役員を選出し、会長に城戸幡太郎、幹事長に留岡清男がなった。しかし、ファシズム体制のなかであったので、会員のなかには警察に検挙されるものが生まれ、厳しい弾圧のなかで1941年に解散する。この教育科学研究会に結集した教育学者は、戦後の民主化のなかで日本のあたらしい教育理論をリードするメンバーになる。

1931年に満州事変がはじまり、日本の軍国主義的国家体制は、中国への全面的な侵略を強め、ファシズム体制も強化されていった。1935年に青年学校令が公布され、教学刷新評議会を設置した。それは、日本的に教育機関を総動員してのファシズム化を押し進める教育改革を実施するための調査審議であった。1937年に国民精神総動員実施要項がだされ、挙国一致、盡忠報国、堅忍持久の実践の徹底ということで、内閣・各省庁、市町村、部落・町内会、各職場、各言論機関、文芸・音楽・映画に至るまで実施計画を樹立して、実行する体制をつくりあげていくのである。

これは、大正デモクラシーを経て、国民の自由主義、民本主義、社会主義、労働運動、小作争議、社会的運動に対して、国民的に、網の目のごとく取り締まっていくうえでの思想動員である。侵略戦争への国民の参加エネルギーを最大限に引き出そうとするものである。日本の農民の窮乏化のなかで、農本主義的思想を軍国主義へと編成した。そして、その精神的支柱に日本の古来からの伝統文化を再編成して、排外主義的民族精神に転

化して、日本ファシズムの国家体制に積極的に利用していくのである。この体制づくりに教育が大きな役割を果たしていくのである。

教学刷新評議会は、文部大臣の監督のもとに1935年に設置されたが、軍部の影響が大きくなり、日本の排外主義的民族精神を中心にして、祭祀、政治、教育を一体にして天皇制絶対主義的国体に順応していけるための教育の実施であった。

絶対主義的天皇制の機能を最大に生かして、天皇制神道の宗教教育と政治教育を一致させて、民族排外主義的日本主義に、国民精神を統一して、軍国主義的国家施策に総動員するものであった。1941年には、国民学校令がだされて、義務教育が8年制になった。高等小学校の2年課程を義務化して、皇国の使命の自覚、国家主義施策の精神的動員を学校を通して徹底化させようとするものであった。国民学校令の教育の目的は「国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為スヲ以テ目的トス」ということで、皇国の道と錬成が強調されたのである。

大正期の臨時教育会議で議論されていた義務教育の延長問題が、軍国主義的な国民精神の動員体制のなかで実現したのである。義務教育の延長は、日本資本主義の発展のなかで、必然性をもっていたが、内容論的にファシズム化の一環のなかで実施されたのである。このことによって、資本主義の発展による義務教育の延長という歴史的必然性の問題が隠されてしまったのである。

しかしながら、青年学校令や国民学校令を、資本主義発展による科学・技術の高度化の必要性から、労働力の質を高めていくという労働組織の再編制や職業教育訓練などを含んだ新たな段階に対応した学校制度の充実という課題があったのである。その必然性のなかで青年学校令や国民学校令をみていく方法論も必要である。

青年学校は、青年訓練所と実業補習学校を統合する形で発足した。尋常小学校卒業後から20歳までの勤労青年を対象とする教育機関であった。

鹿兒島県では、青年訓練所を独自に設置せず、実業補習学校の校舎や教員配置の独立教育機関に連動して、一町村一公民学校・高等公民学校とし

て方針をたてる。この方針は、青年訓練所令がだされた1926年（大正15年）に実業補習学校実施要項の設定の施策のなかで出されている。すでに、実施要項の定むる以前に、先進町村で独立校にした実業補習学校は、公民学校の名称を使用している。昭和期に入ると各町村で公民学校や高等公民学校が次々に誕生していく。

そして、青年訓練所との関係を明確にするために、県は、1930年に鹿児島県実業補習教育実施要項を定めている。そこでは、青年訓練所は、実業補習学校の中に包含して、公民学校又は高等公民学校と名称し、両課程と方針を明確にしている。また、従前の夜間学校から昼間の授業として、又季節制から通念制ということで、フルタイムの学校制度へと移行したのである。鹿児島県では、すでに、青年学校令がでる以前に、その原型が公民学校として存在していたのである。ここでは、実業補習学校のイニシアチブによって、青年訓練所が包含され、さらに、独自に校舎や教員の配置、夜間や季節制から昼間の従業と通年制へと移行していたことを見落としてはならない。つまり、公民学校は、地域の簡易な職業的な教育・訓練の機能を果たし、制度的には、中等学校の教育機関ではなかったが、実態として中等教育機関化への意味が強かったのである。

さらに、鹿児島県では、私立の青年学校の存在を青年学校令の発足でみることができるが、これらの多くは企業内にあった補習教育の発展によるものである。1941年に鹿児島県青年振興会が発行された冊子「躍進する青年学校」では、鹿児島県内の各青年学校の概要と簡単な歴史が記録されているが、それを参考に企業内の青年学校と、その歴史をみると次のようになる。

私立青年実践甲南女学校は、1934年につくられ、青年学校令によって、青年学校として組織換えをしている。専任教官は8名、工場職員兼任6名で生徒数759名という大きな教育機関である。鹿児島の青年実践甲南女学校は、鹿児島紡績の補習教育が前進であった。その補習教育は、1917年に発足している。教育内容は、報恩講や仏教婦人会の活動に基づいて、法話をして、労働をすることの卑下を除去し、勤労愛好の人格尊重に励む教

育をしている。

薩摩製糸青年学校は、専任3名、工場職員兼務2名、講師4名で教育しているが、生徒は、男子40名、女子705名である。工場即教場、一宿舎の集団生活の教育ということで、大家族主義を理念に教育をしている。

吉見鉄工所の青年学校は、6学級で男子6年制67名、研究科11名、専修科5名の83名の生徒を主事1名、兼任教員12名で運営している。授業内容は、国語、国史、物理、化学、地理、英語という普通科目を行い、職業科目としては、製図、機械工作法、電気工学、材料工業経済、服務要項、基本実習となっている。この吉見鉄鋼所は、普通教育と職業教育を中心に展開しており、前期の甲南実践女学校や薩摩製糸の青年学校のように、徳育を中心にしているものと異なっている。

この他に、出水の諏訪製糸の女子青年学校107名就学、薩摩製糸宮之城女子青年学校、生徒普通科41名、本科192名、研究科68名、蒲生製糸女子青年学校、普通科17名、本科44名、研究科62名、川内の松本製糸女子青年学校、生徒50名、薩摩硝子青年学校、生徒13名、旭織絹青年学校、本科男子16名、女子87名、研究科49名となっている。

繊維産業の女子を中心にした青年学校ではなく、伝統的な地場産業である焼酎工場でも青年学校が組織されている。加世田本坊青年学校生徒34名。また、船内を教室として青年学校をひらいている地域の漁協もある。枕崎漁業協同組合の海洋青年学校は生徒198名で船内を教室としている。

鉾山では、串木野鉾山青年学校男子生徒16名、山ヶ野鉾山青年学校男子本科70名、研究科19名、大ノ山鉾山生徒10名となっている。このように、多くの企業内で青年学校が組織されているのである。企業の青少年に対する教育に対する積極性をみることができる。<sup>(31)</sup>

これらの企業内の教育で軍事教練的な教育がどの程度行われていたかは不明であるが、1944年に発行された鹿児島県の「躍進する青年学校」の冊子では記載がない。実業補習教育や青年学校は地域の町村が経営する教育機関ばかりではなく、企業内で普通教育、職業教育、訓育教育などが行わ

れていたことを重視しなければならない。教育の枠を広くとらえていくことが必要であるということは、実業補習教育や青年学校などでみることができる。

ファシズム体制のなかで、地域や企業で経済活動や地域づくりとの関係で青年学校の存在があったことは注目すべきことである。地域や企業内で継続的に展開されてきた実業補習学校の伝統、普通教育、職業教育、訓育活動などが青年学校がつくられていくなかでも大きく反映しているのである。この教育活動のエネルギーは、ファシズム的な日本軍国主義が敗北した1945年以降に、戦後の日本経済再建と発展、新たな地域づくりと結びついた教育活動に継続していくのである。

## あとがき

本論は「日本資本主義の発展と学校」という課題の序論的位置づけで書いたものであるが、戦前編のみで終わった。戦後編は、1997年に書いた「戦後50年と子ども」鹿兒島大学教育学部紀要教育科学編第48巻を土台にして、執筆する計画であったが、来年度にまわすことにする。

本論を執筆する動機を与えてくれたのは、ベトナムでの日本研究センターやハノイでの貿易大学、ベトナムでの日越人材センターでの講演の機会を与えてくれたことにより、ベトナム人の研究者との研究交流のなかで、きちんとした資本主義の発展との関係で日本教育史を書かねばならないと思ったからである。

日本の経済発展と教育の役割を日本資本主義社会の発展との関係できちんとみたかったからである。今後の研究課題ができたことはうれしい限りである。2年間、ベトナムからわたしの研究室に留学したファム・フー・ロイ氏の様々な疑問に答えるつもりで、あたためてきたものを執筆した。常に未来の社会をみつめながら、自立というキーワードから、人類的課題を見つめ直し、ベトナム民族の未来を社会科学的に探求しようとしていたロイ氏からは大変刺激になった。本論を借りて感謝を申し上げる次第である。

## 注

- (1) 国立教育研究所編・発行「日本近代教育史三巻学校」1974年発行、155頁－163頁  
青木美智男「体系日本の歴史11巻近代の予兆」小学館、1993年、210頁－218頁
- (2) 前掲書、202頁－203頁219頁－220頁、青木美智男「体系日本の歴史11巻近代の予兆」小学館、1993年、221頁－223頁参照
- (3) 学制序文の原文は神田修・山住正己編「資料日本の教育」学陽書房、1978年、14頁参照
- (4) 学制の原文は、神田修・山住正己編前掲書110頁－117頁参照  
佐藤守「実業補習学校の成立と展開」豊田俊雄編「わが国産業化と実業教育」国際連合大学発行・東京大学出版会発売、1984年、23頁
- (5) 篠田弘「近代教育の発足」仲新・伊藤敏行編「日本近代教育史」福村出版、33頁
- (6) 玉城肇「日本」教育発達史」三一書房12頁から17頁、1956年参照。仲新・伊藤敏行編「日本近代教育小史」1984年、44頁－45頁参照、青木恵一郎「日本農民運動史」第2巻日本評論社、農民運動史研究会編「日本農民運動史」東洋経済新報社参照
- (7) 黒崎勲「高知県における自由民権運動と教育」国民教育研究所編「自由民権と教育」草土文化223頁－224頁
- (8) 坊津郷土史編纂委員会編「坊津郷土史下巻」昭和47年刊53頁－63頁、82頁－83頁参照
- (9) 霧島町郷土史編集委員会「霧島町郷土史」昭和42年刊、各学校沿革史385頁－401頁参照
- (10) 編集山川町「山川町郷土史」平成12年刊、813頁－831頁参照
- (11) 南種子町郷土史編纂委員会編「南種子町郷土史」昭和62年刊、911頁－924頁
- (12) 吉松郷土史編集委員会編「吉松町郷土史改訂版」平成7年刊、453頁－454頁
- (13) 札幌市教育委員会「遠友夜学校」北海道新聞社、1981年参照
- (14) 渋沢研究会編「公益の追求者・渋沢栄一」山川出版、1999年参照
- (15) 隅谷三喜男編「日本職業訓練史上」日本労働協会、1970年、144頁－146頁参照

- (16) 前掲書「日本教育小史」83頁－88頁、文部省「産業教育百年史」ぎょうせい、1986年、168頁－170頁参照
- (17) 前掲書「産業教育百年史」47頁－48頁参照
- (18) 前掲書、68頁
- (19) 佐藤守「実業補習学校学校の成立の展開」豊田俊夫編「わが国産業化と実業教育」国連大学・東大出版会発行、1984年、57頁参照
- (20) 前掲書「実業補習学校の成立と展開」58頁、前掲書「職業訓練史下」1971年、13頁
- (21) 前掲書「職業訓練史下」21頁
- (22) 前掲書「職業訓練史上」184頁－185頁
- (23) 前掲書、201頁－202頁
- (24) 前掲書「職業訓練史上」220頁－225頁参照
- (25) 前掲書「職業訓練史下」40頁－46頁参照
- (26) 前掲書「職業訓練史下」48頁－50頁
- (27) 前掲書「職業訓練史下」65頁－74頁参照
- (28) 城山三郎「わたしの眼は十年先が見える・大原孫三郎の生涯」新潮文庫、1987年参照
- (29) 前掲書「資料日本の教育」322頁－323頁、前掲書「日本近代教育小史」138頁－147頁参照、神田嘉延「青年と学校発達史」鹿児島学術出版、1997年、37頁－51頁
- (30) 前掲書「青年と学校発達史」69頁－92頁参照
- (31) 前掲書「第三章鹿児島県における公民学校の展開」69頁－92頁参照